

東日本旅客鉄道株式会社からの鉄道の旅客運賃の
上限変更認可申請について（5回目）

1. 日 時

令和7年2月18日（火） 10：30～11：45

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

堀川義弘（会長）

二村真理子、三浦大介、大石美奈子、吉田可保里

<国土交通省>

鉄道局：栗原旅客輸送業務監理室長 ほか

事案処理職員：運輸審議会審理室 波々伯部、藤澤、増田、廣井、藤間

4. 議事概要

- 鉄道局から、東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」という。）からの鉄道の旅客運賃の上限変更認可申請に係る前回までの審議における委員からの質問事項について、説明があった。
 - 運輸審議会委員からは、
 - ① 特定区間運賃として設定を継続する12区間について、今後廃止することもあり得るのか。
 - ② ダイバーシティの一環として外国人が100名超も働いているが、この方々は特別な技能を持っているのか。それとも普通に働いているのか。語学を活かしているのか。
 - ③ JR東日本は、海外で事業展開を行っているのか。
 - ④ JR東日本に限った話ではないが、同社の足元の決算では、鉄道事業を含めて業績が非常に良かったとのことである。その点を踏まえて、今回の収入原価算定上の推計値について、鉄道事業法上、審査の段階で上振れしていくことが明らかなのであれば、それを前提によく確認する必要があるのではないか。
- 等について、意見・質問があった。

- これに対し、鉄道局からは、
- ① 特定区間運賃は、上限の範囲内での実施運賃の届出で設定することになるため、J R東日本が競合など様々な状況を考慮して変更しようとする場合には、届出によって変更することが可能である。
 - ② 特別な技能を持っているというよりは、大学を卒業し、通常 of 総合職で採用され、本社で管理業務を中心として勤務されている方が多いものと認識している。
 - ③ 国鉄時代から海外にも事務所を構えており、現在もそれを引き継いでいる。各事務所では、インドの高速鉄道や、都市鉄道のメンテナンス・運営に関する事業などを行っている。
 - ④ 上振れすることが確実であればそのとおりにかもしれないが、現状では確実とは言えないので、申請どおりの推計であると理解している。
- 等の回答があった。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。